

柏中央高等学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策基本法（以下「法」と呼ぶ）第13条に基づき、本校におけるいじめ防止対策推進のために、全教職員および関係者の共通理解の下にこの基本方針を定める。

1 基本理念等

(1) 本校におけるいじめ防止の基本理念

いじめは基本的人権の重大な侵害である。本校および本校教職員は、生徒・保護者・地域住民・関係諸機関との連携を図りつつ、本校生徒が安心して高校生活の中で人格の陶冶と資質能力の伸長を十分に図れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指した活動に取り組む。この目的の達成のため、本方針はホームページ等で公開する。

(2) いじめの定義（法第2条より）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が、在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[注1] 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

[注2] 「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、また、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

[注3] 「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することを意味する。

(3) いじめ防止のための教職員の基本姿勢

本校教職員は、生徒に人権・人格尊重の手本を示すことでいじめのない環境をつくるべく、以下の点を念頭に、協力して教育活動全般に取り組む。

授業や特別活動（学校行事・部活動等）にあたっては、生徒の能力の伸長・成績の向上を目指しつつ、そのみにとらわれ過度な競争をあおることを排し、生徒の自己肯定感・自己有用感を高め、円満な社会性とより良い対人関係を築く力の涵養を常に念頭に置く。

生徒の人格を傷つけ、いじめの遠因ともなる発言や行動（体罰・暴言・セクシュアルハラスメント等）は厳に戒める。

いじめに関する対応にあたっては、教育公務員の責務の自覚と関係職員相互の連携のもとに、事実の隠蔽や虚偽の説明は一切行わない。いじめに関する教職員の不適切な認識・言動が、関係する生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように十分な注意を払う。

本方針及び方針に基づく個々の活動について、不断な見直しに取り組み、毎年必要な改善を施したものに更新する。

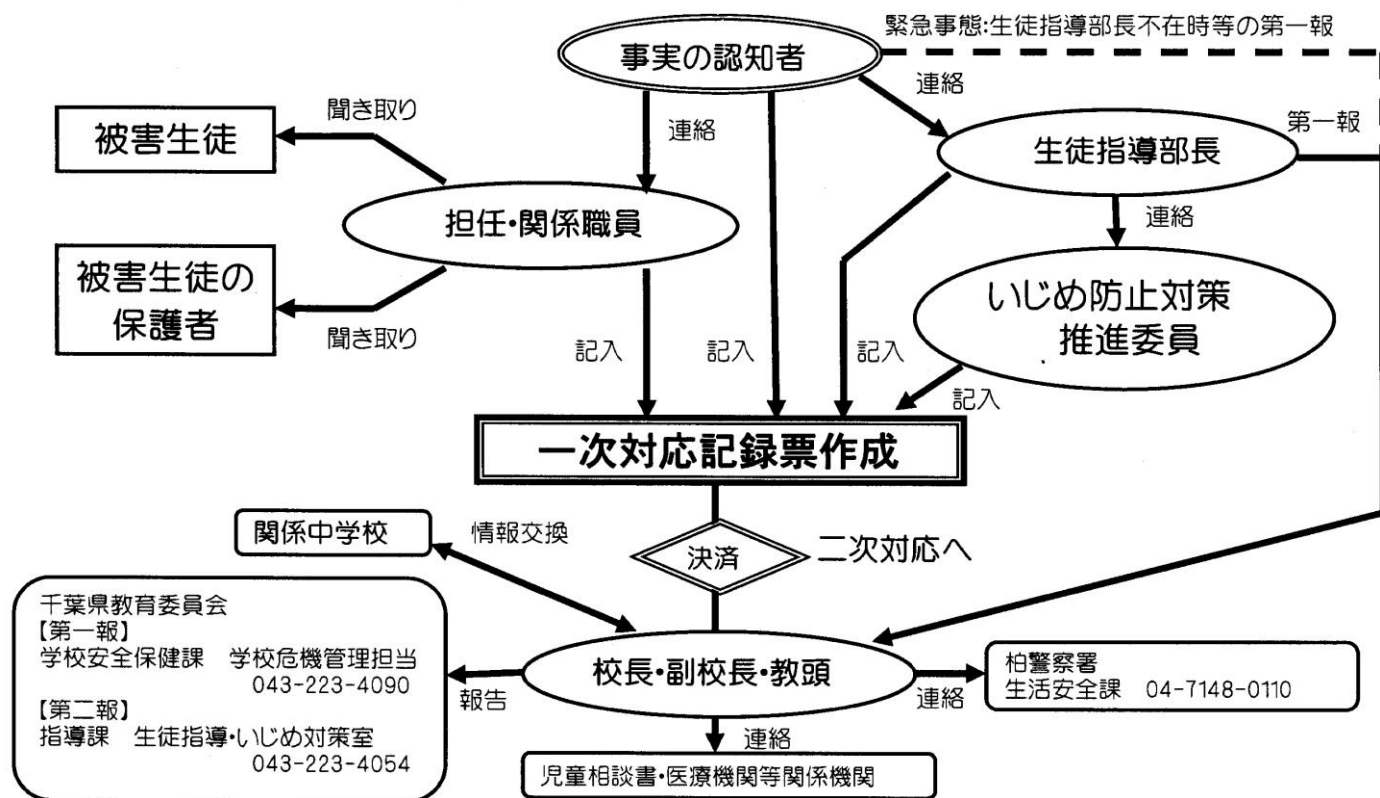
2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止対策推進委員会
- (2) 生徒指導部（実務担当部門として位置づける）
- (3) 教育相談・特別支援教育推進委員会
- (4) 職員会議
- (5) 学年会議

3 いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

- (1) 被害調査アンケートの実施
- (2) 生徒・保護者への啓発・周知・援助活動
 - ア 面談
 - イ 文書配布・掲示
 - ウ 講演会
 - エ 学校評価アンケート
 - オ 生徒の活動への支援
 - カ 日常的な教育活動
- (3) 職員への啓発・研修
- (4) 年間計画

4 いじめ（それと疑わしい事案を含む）を認知した場合の対応



5 「重大事態」への対応（法第28条、30条による）

「重大事態」の定義（法第28条より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(県教委による補足：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(県教委による補足：年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手)

- (1) 県教育委員会及び関係機関への報告
- (2) 調査組織の設置
- (3) 調査の実施
- (4) 被害生徒及びその保護者への情報提供
- (5) 調査結果の報告、措置